

投資家の皆さんへ

野村アセットマネジメント株式会社  
 「野村テンプルトン・トータル・リターンAコース/Bコース/Cコース/Dコース」  
 の信託財産留保額廃止（予定）のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社運用の投資信託「野村テンプルトン・トータル・リターンAコース/Bコース/Cコース/Dコース」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、平成27年1月30日付にて信託約款の変更を行ない、信託財産留保額(\*)を廃止させていただく予定となりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして、一切変更はございません。また、このお知らせに関しまして、受益者の皆さんにお願いするお手続きはございません。

受益者の皆さんにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、引き続き当ファンドをご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(\*)「信託財産留保額」とは、投資家間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいいます。

謹白

記

### 1. 変更内容

換金（一部解約）時にご負担いただく信託財産留保額を廃止するため、以下の通り約款を変更します。  
 下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

| (変更後)  | (変更前)   |
|--|---|
| <p>（信託の一部解約）<br/> <u>第37条 &lt;略&gt;</u><br/>         ② &lt;略&gt;<br/>         ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。<br/> <br/>         ④～⑥ &lt;略&gt;</p> | <p>（信託の一部解約）<br/> <u>第37条 &lt;同左&gt;</u><br/>         ② &lt;同左&gt;<br/>         ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から<u>当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額</u>とします。<br/>         ④～⑥ &lt;同左&gt;</p> |

### 2. 変更理由

当ファンドの資産残高水準、および投資対象となっている外国投資法人の資産規模等を鑑みて、信託財産留保額を廃止しても残存受益者に不利益になるものではないと判断したため、換金（一部解約）時にかかる信託財産留保額を廃止するものです。

### 3. 変更日

平成27年1月30日（金）の解約お申込み（平成27年2月3日（火）の約定分）より適用します。

以上

<本件に関するお問い合わせ>  
 野村アセットマネジメント株式会社  
 サポートダイヤル 0120-753104  
 （電話受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
 <お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>  
 お取引先の販売会社にお問い合わせください。